

太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月1日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第14号

太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（使用水量の認定）</u></p> <p>第19条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、<u>次に掲げる水量により行う。</u></p> <p>（1） <u>前年同期間の使用水量</u></p> <p>（2） <u>前号の規定によることが適当でない</u>と認められるときは、<u>直前の計量期間における使用水量</u></p> <p>（3） <u>前号の規定によることが適当でない</u>と認められるときは、<u>直前12か月間における平均使用水量</u></p> <p>（4） <u>前号の規定によることが適当でない</u>と認められるときは、<u>10日以上の使用日数に基づく日割計算水量</u></p> <p><u>2 前項各号の規定により認定を行うことが適当でない</u>と認められるときは、<u>その都度最善な方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 使用水量の認定において、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>（料金等の減免）</u></p>	<p><u>（使用水量の認定基準）</u></p> <p>第19条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、<u>次の各号に掲げる使用実績のいずれかを基礎として行う。</u></p> <p>（1） <u>当月の使用実績及び前5か月の使用実績</u></p> <p>（2） <u>前年同期間の使用実績</u></p> <p><u>（料金の減免）</u></p>
<p>第25条 条例第44条の規定による料金等の減額又は免除（以下「減免」という。）は、<u>次の各号のいずれかに該当するとき</u>にできるものとする。</p>	<p>第25条 料金について、<u>条例第44条の特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。</u></p>

(1) 条例第23条第1項に規定する善良な管理者の注意をもって給水装置が管理されていたにもかかわらず、不可抗力により漏水が発生したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、企業長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

2 前項第1号の規定により減免を受けようとする者は、給水装置の修繕を行った後、企業長が別に定めるところにより申請しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項第1号に係る料金等の減免に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(1) 地下漏水その他発見が困難であると企業長が認めた漏水で、当該漏水箇所を修繕した事実が証明されたとき。

(2) 公共の消防活動の一端として使用したもので、消防署長の証明その他使用した事実が確認されたとき。

(3) その他企業長が特に必要があると認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、料金の減免に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。